

拡大教科書の給与について

1. 給与対象

拡大教科書の給与対象は、平成23年度後期用教科書需要数調査における給与対象者であって、以下のいずれかに該当する者を想定している。なお、両眼の視覚障害によるものの以外は対象としない。

- (1) 日本国内において、拡大教科書を使用していた者
- (2) (1) 以外で、以下のいずれかに該当する者（ただし、眼鏡等で視力を矯正する者を除く。）
 - ①両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者（視覚障害者）
 - ②拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者（弱視者）
 - ③②に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の検定教科用図書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等学習に困難を来たす者であって、拡大教科書又は点字教科書を使用することが教育上適当であると認められる者

2. 手続きについて

在外公館担当者の連絡先の報告を受けて、当該家庭への連絡先、現在の就学状況（日本人学校、補習授業校、現地校のみ）および国内での拡大教科書の使用有無等を確認するための様式を文部科学省から在外公館担当者に送付する予定である。（詳細調整中）

なお、様式を当該家庭から文部科学省へ直接回答を受けた後、文部科学省では、上記1. (1) および(2) に応じて以下の対応により給与の可否を決定することを予定している。

上記1. (1) の場合

拡大教科書を使用していた際の都道府県・市町村・学校名および当該児童生徒の氏名を確認し、文部科学省で確認を行う。（確認できない場合は、(2) と同様とする）

上記1. (2) の場合

視覚障害に関する専門医の診断書もしくは証明書およびそれらの和訳の提出を受け、文部科学省で確認を行う。（学校での視力検査の結果等は不可）

3. 通常フォントの教科書の給与との関係について

拡大教科書の給与対象となった場合は、通常フォントの教科書の給与は行わない（仮に当該人分が一般教科書の需要数としても併せて計上されている場合には、文部科学省にて右を差し引く等の調整を行った上で一般教科書の送付数を決定する）。

4. 文部科学省担当者連絡先

外部からの照会事項等にて不明な点等があれば、以下の文部科学省担当者に連絡願いたい旨、案内願いたい。

文部科学省初等中等教育局国際教育課 庶務・助成係

担当者名 : 名取・石橋

Eメール : kokukyo@mext.go.jp

電話 : 03-6734-2441

ファックス : 03-6734-3738

※ いずれの場合も、実態を踏まえて、個別に対応を図るものとする。